

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第1四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
1	平野工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	98,452,800	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
2	北港処分地 廃水処理施設復旧工事 （その1）	09C清掃施設工事	北港処分地	(株)タクマ	46,980,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
3	西淀工場焼却設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	47,368,800	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
4	八尾工場2号炉炉体ほか緊急復旧工事	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	5,832,000	平成31年4月1日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
5	鶴見工場焼却設備中間点検整備工事	09C清掃施設工事	鶴見工場	日立造船(株)	26,460,000	平成31年4月3日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
6	舞洲工場2号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	10,260,000	平成31年4月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
7	舞洲工場1号炉誘引通風機設備緊急補修工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	75,600,000	平成31年4月8日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
8	東淀工場焼却設備整備工事	09C清掃施設工事	東淀工場	日立造船(株)	161,460,000	平成31年4月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
9	八尾工場集じん設備整備工事	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	23,220,000	平成31年4月17日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
10	東淀工場クレーン設備整備工事	09C清掃施設工事	東淀工場	(株)天満電機産業	6,750,000	平成31年4月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
11	平野工場1号炉エコマイザ緊急復旧工事	09C清掃施設工事	平野工場	J F Eエンジニアリング(株)	2,743,200	令和元年5月20日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
12	八尾工場1号炉炉体ほか緊急復旧工事	09C清掃施設工事	八尾工場	三菱重工環境・化学エンジニアリング(株)	2,592,000	令和元年5月22日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9

◆工事請負契約案件における随意契約（特名随意契約）の結果について（少額随意契約を除く）令和元年度第1四半期分

整理番号	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額（税込）	契約日	根拠法令	随意契約理由書 （随意契約理由書番号）
13	舞洲工場焼却・破碎設備整備工事	09C清掃施設工事	舞洲工場	日立造船(株)	364,392,000	令和元年5月30日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6
14	西淀工場2号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事	09C清掃施設工事	西淀工場	(株)タクマ	4,471,200	令和元年6月6日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号	K 6, K 9
15	北港処分地 廃水処理施設復旧工事 (その2)	09C清掃施設工事	北港処分地	(株)タクマ	336,960,000	令和元年6月26日	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号	K 6

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う平野工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、JFEエンジニアリング（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工したJFEエンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地廃水処理施設復旧工事（その1）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

今回復旧工事を行う北港処分地廃水処理施設は、処分地内から浸出する汚水を適正に処理する重要な施設である。平成30年9月の台風21号の影響により、廃水処理施設が大破し運転できない状態に陥ったことから、平成30年度に仮設の廃水処理施設を設置し対応を行ったものである。

本工事は、この廃水処理施設の維持及び撤去を行うものであり、設置を行った（株）タクマ以外では施設全体の性能、作動状態等について保証できないことに加え、撤去を行う仮設廃水処理施設は（株）タクマへ返納する必要がある。

以上のことから本工事を施工できる業者は（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

施設部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3358）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回施工する西淀工場焼却設備中間点検整備工事は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の整備である。

本施設は、24時間連続で稼働しており、各設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合

西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場 2 号炉炉体ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場の 2 号炉供給フィーダ落ち口の煉瓦の脱落及び供給フィーダが脱落し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急復旧工事を行うものである。

当工場の炉体及び機械設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号及び第 5 号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備中間点検整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 鶴見工場
(電話番号06-6912-4700)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 2 号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

舞洲工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備及び炉体が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修工事を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場 1号炉誘引通風機設備緊急補修工事

2 契約の相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

舞洲工場誘引通風機設備は焼却炉内を負圧に保ちながらごみの焼却により発生したガスを工場の煙突より排出し、ごみの焼却処理において極めて重要な設備である。

今回、誘引通風機設備のカップリングが破損したことから、軸受やシャフトなどの構成部品も破損し、炉の運転が不可能な状況となった。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測される。そのことよりごみの収集業務に支障を及ぼす可能性があり、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから、早急な復旧が必要である。

復旧に当たっては、誘引通風機設備の交換部品は納期を要することから、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたさないように計画通り定期整備工事を行う必要があるため、誘引通風機設備の低速運転を可能とする仮設工事も実施する。

本設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工したものである。本工事については、本設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、本設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場焼却設備整備工事

2 契約の相手方

日立造船株式会社

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち、ごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船株式会社において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能については保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船株式会社のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場集じん設備整備工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

今回整備を行う八尾工場集じん設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちのゴミの焼却時に発生したばいじんを取り除く設備である。

本設備を構成するろ過式集じん器の一部が故障し、焼却能力の確保が難しい状況であることから、ろ布を取替ることにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の集じん設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

東淀工場クレーン設備整備工事

2 契約の相手方

株式会社天満電機産業

3 随意契約理由

今回整備工事を行う東淀工場クレーン設備は、ごみの攪拌や焼却炉への投入、焼却処理を行った灰などを一定量積載し積み出しを行うもので、焼却工場において重要な役割を果たしている設備である。

本設備は24時間稼働しており、構成する機器や部材は機械的な運動により摩耗しやすい状況にあることから、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、株式会社天満電機産業において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した株式会社天満電機産業のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 東淀工場
(電話番号 06-6327-4541)

随意契約理由書

1 案件名称

平野工場 1号炉エコノマイザ緊急復旧工事

2 契約の相手方

JFEエンジニアリング (株)

3 随意契約理由

今回、1号炉エコノマイザの故障が発見され1号炉の運転が不可能な状態になっており速やかな機能復旧が必要なため、緊急的に補修工事を行うものである。

現在、当工場のピット状況は非常に悪く、他工場の整備工事や故障により当工場への搬入量が多い状態であり、2号炉が運転していても1炉分の焼却量ではピット状況は悪化していき当工場の搬入受け入れが不可能になる。

以上のことから早急な対応をとらなければ構成市全体のごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあるため、早急な復旧が必要である。

これらの設備はJFEエンジニアリング (株) において独自の技術により設計・施工されたもので、本工事については、設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であり、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工したJFEエンジニアリング (株) のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 平野工場
(電話番号06-6707-3753)

随意契約理由書

1 案件名称

八尾工場1号炉炉体ほか緊急復旧工事

2 契約の相手方

三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）

3 随意契約理由

本工事は、当該焼却工場の1号炉供給フィーダ落ち口の煉瓦の脱落及びフィードテーブル鑄物用取付金物が脱落し、炉の運転が不可能な状況となっていることから、速やかな機能の復旧が必要なため緊急復旧工事を行うものである。

当工場の炉体及び機械設備は、三菱重工業（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した三菱重工業（株）のみであるが、三菱重工業（株）については、事業構造改革により、環境部門を三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）に統合し、事業を実施していることから、本整備工事を実施することが可能な会社は、三菱重工環境・化学エンジニアリング（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 八尾工場（電話番号 072-923-4226）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却・破碎設備整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却・破碎設備は、一般廃棄物进行处理する施設の
うちごみの焼却・破碎処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。
設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性
雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部
品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理
を図るものである。

当工場の焼却・破碎設備は、日立造船(株)において独自の技術により設計・施
工されたものである。本工事については焼却・破碎設備が有する特質を理論的・
経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外
では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一
貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本
設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 舞洲工場
(電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 2号炉ボイラー設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

西淀工場ボイラー設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回、ボイラー設備及び炉体設備が故障していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当組合の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修工事を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測され、ごみ処理事業の円滑な運営に支障をきたす恐れがあることから早急な復旧が必要であり、今回の緊急補修工事を実施する必要がある。

本設備は(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたもので、本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

大阪市・八尾市・松原市環境施設組合 西淀工場
(電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

北港処分地廃水処理施設復旧工事（その2）

2 契約の相手方

（株）タクマ

3 随意契約理由

本工事は、平成30年9月の台風21号の影響により、大破した廃水処理施設の建築物及びポンプや電気盤といった設備の復旧工事を行うものである。

北港処分地の廃水処理施設は、（株）タクマが独自の技術により一括責任にて設計・施工したものであり、平成30年度にも一部復旧工事を行っている。

廃水処理施設の復旧工事については、海面最終処分場が有する特質を理論的・経験的に十分に把握する必要があることに加え、一部の構造物を活用し復旧することから、現況の廃水処理システムも熟知し施工しなければならない。

このような条件を満たすためには、当該処分地の廃水処理施設を設計・施工した会社以外では、本工事に対して整備技術の対応が不可能であり、整備後の設備全体の性能、作動状態等について保証することができないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は（株）タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

施設部 施設管理課 （電話番号 06-6630-3358）